

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する 法律の施行状況に関する報告

平成二十二年 一月 一日から

同年十二月三十一日まで

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の施行状況に関する報告

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第百四十七号）第三十一条の規定に基づき、平成二十二年一月一日から同年十二月三十一日までの間における同法の施行状況を左記のとおり報告いたします。

記

一 観察処分の決定と観察処分の期間の更新の経緯

公安審査委員会は、平成十二年一月二十八日、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「団体規制法」という。）第五条第一項の規定に基づき、「麻原彰晃こと松本智津夫を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、同人及び同教義に従う者によって構成される団体」（以下「当該団体」という。）について、三年間の観察処分（公安調査庁長官の観察に付する処分をいう。以下同じ。）を行う決定を行った。さらに、同条第四項の規定に基づき、平成十五年一月二十三日、平成十八年一月二十三日及び平成二十一年一月二十三日、それぞれ観察処分の期間を更新する決定を行った。

二 観察処分の実施等

1 観察処分に基づく調査等

公安調査庁長官は、当該団体に対する平成二十一年一月二十三日付け公安審査委員会決定によりその期間が更新された観察処分（以下「平成二十一年に更新された観察処分」という。）の実施のため、団体規制法第七条第一項の規定に基づき、公安調査官に必要な調査をさせたことに加え、同条第二項の規定に基づき、平成二十二年中、合計十七回にわたり、当該団体が所有し又は管理する土地又は建物延べ五十三箇所（実数三十二箇所）に公安調査官を立ち入らせ、設備、帳簿書類その他必要な物件を検査させた（別表の一参照）。

関係都道府県警察は、公安調査官による立入検査に際し、立入先周辺の警戒警備を実施した。

公安調査庁長官は、団体規制法第五条第五項において準用する同条第三項の規定に基づき、平成二十二年中、三月ごと四回にわたり、当該団体から、当該団体の役職員及び構成員の氏名及び住所、当該団体の活動の用に供されている土地及び建物の所在及び用途、当該団体の資産、当該団体の収益事業の概要、各事業に関する会計帳簿を備え置いている場所等の事項について報告を受けた。

公安調査庁長官は、団体規制法第五条第六項の規定に基づき、これらの報告内容を警察庁長官に通報した。

2 調査結果の提供

公安調査庁長官は、団体規制法第三十二条の規定に基づき、関係地方公共団体の長の請求を受け、平成二十二年中、合計四十六回にわたり、延べ五十二（実数十八）の関係地方公共団体の長に対し、これまでの観察処分に基づく調査の結果を提供した（別表の二参照）。

3 地域住民との意見交換会の実施

公安調査庁は、当該団体の施設の存する地域に居住する住民の恐怖感・不安感の軽減に資するため、平成二十二年中、都道府県警察及び地方公共団体と共に実施したものを含め合計三十八回にわたり、地域住民との意見交換会を実施した。

4 平成二十一年に更新された観察処分の取消しを求める行政訴訟

当該団体のうち、「Aleph」の名称を用いて活動する集団は、平成二十一年七月八日、平成二十一年に更新された観察処分の決定の取消しを求める行政訴訟を東京地方裁判所に提起した。同訴訟については、

平成二十二年中、同裁判所において、四回の口頭弁論期日が開かれ、現在も係属中である。

三 当該団体の現状

1 組織の概況

当該団体は、平成二十二年十二月三十一日現在、国内に信徒約千五百人（出家信徒約五百人、在家信徒約千人）、ロシア連邦内に信徒約二百人を擁している。また、国内に十五都道府県下三十一箇所の拠点施設及び約八十箇所の出家信徒居住用施設、ロシア連邦内に数箇所の拠点施設を確保している。

なお、当該団体においては、「松本サリン事件」及び「地下鉄サリン事件」（以下「両サリン事件」という。）の首謀者である麻原彰晃こと松本智津夫（以下「松本」という。）への絶対的帰依を明示的に強調する「Aleph」の名称を用いる集団と、観察処分を免れるため、松本の影響力の払拭を装いつつ、松本の意思を実現することを目的として組織された「ひかりの輪」の名称を用いる集団を中心としており、両集団とも、依然として、松本及び松本の説くオウム真理教の教義を共通の基盤としているものと認められる。

2 活動の概況

（一）松本の影響力

当該団体においては、松本の写真等を施設内の修行道場の祭壇等に掲げていること、松本の生誕祭を開催して、信徒に対し、「尊師のために死ぬのは喜び」などと松本を絶対視し自己犠牲を称揚する歌の合唱を行わせたこと、説法会等を定期的に開催して、信徒に対し、松本の「偉大性」を称賛する内容のDVDを視聴させたり、松本の延命を祈願する修行に取り組ませたこと、かつて松本が動物を擬人化し信徒として登録するために導入した特異な制度を復活させていること、松本の修行を特徴付けていた「イニシエーション」（秘儀伝授）と同種の儀式を実施していることなどが確認されている。

こうしたことから、当該団体は、現在においても依然として、松本及び松本の説くオウム真理教の教義がその存立の基盤をなしていると認められ、松本が、その活動に絶対的ともいえる影響力を有していると認められる。

（二）閉鎖的・欺まんの体質

当該団体は、従前と同様、出家信徒を当該団体管理下の拠点施設等に集団居住させているほか、出家信徒には親族とも安易に接触してはならない旨の指導を行い、一般社会と融和しない独自の閉鎖社

会を構築していること、公安調査庁の立入検査に対し、終始公安調査官からの質問に答えないなど、非協力的な行為をしたことなどが確認されており、その組織体質は依然として閉鎖的であると認められる。

また、当該団体は、公安調査庁長官宛ての報告において、構成員や活動に関する意思決定の一部を報告していないばかりか、資産についても一億円を超える金額で購入した土地及び建物を報告しなかったなど、実態に即した内容を報告していないこと、対外的には、閉鎖的体質を改め、両サリン事件に対する反省・謝罪、社会との融和を強調しているものの、実際には、有識者の発言等を部分的に引用し、あたかも松本が再評価されているかのような独善的な講義を行ったり、賃借している施設を活動の拠点として使用したことについて、地域に居住する住民から抗議を受けた際に、貸主から賃借物件を活動の拠点として利用することの事前了解を得ている旨の虚偽の説明を行うなどしていることが確認されており、その組織体質は依然として欺まんとであると認められる。

(三) 資金及び信徒獲得に向けた諸活動

当該団体は、従前と同様、一般企業に就業する出家信徒の給与等を上納させるとともに、在家信徒

からは幹部信徒による説法会において参加費や布施を徴収したり、「集中セミナー」を年末年始、五月連休、夏季及び秋季に実施して高額な布施を徴収したりするなど、多額の資金を獲得している。

また、当該団体は、勧誘活動を推進するため、インターネット上で提供されるソーシャル・ネットワーキング・サービスを利用し、ヨーガ講習会や座談会への参加を働き掛けるなどしているほか、勧誘活動等に対する取組が優良な信徒に特別なセミナーへの参加資格等を与える「特待制度」を新たに取り入れ、勧誘活動への積極的な取組を促したり、青年層を主な対象に、当該団体名を秘匿して、精神世界に興味を持つ者等に声掛けを行うなどして、信徒の獲得に取り組んでいる。

四 信徒による違法事案

平成二十二年十二月、松本の説いた教義を広めることを目的に無許可で飲食店を営業した信徒が、食品衛生法違反（無許可営業）で逮捕され、罰金十五万円の略式命令を受けた。

別表

一 立入検査の状況

回数	平成二十二年 月・日	立入検査の場所	立入り人数
一	一・二十一	生野施設（大阪府大阪市生野区新今里） 大阪施設（大阪府大阪市中央区上町）	公安調査官 十七人 十三人
二	二・五	金沢施設（石川県金沢市昌永町）	公安調査官 十六人
三	二・十三	福岡東施設（福岡県福岡市東区香住ヶ丘）	公安調査官 五人
四	二・十七	野田施設（千葉県野田市下三ヶ尾） 鎌ヶ谷施設（千葉県鎌ヶ谷市南鎌ヶ谷）	公安調査官 十人 十一人
五	三・五	越谷大里施設（埼玉県越谷市大字大里）	公安調査官 十七人
六	四・二十	横浜施設（神奈川県横浜市神奈川区新町） 横浜西施設（神奈川県横浜市西区赤門町）	公安調査官 十八人 八人

回数	平成二十二年 月・日	立入検査の場所	立入り人数
七	五・二十	北越谷施設（埼玉県越谷市北越谷）	公安調査官 二十三人
八	六・十一	南烏山施設（東京都世田谷区南烏山） 足立入谷施設（東京都足立区入谷）	公安調査官 五十三人 十一人
九	六・十七	仙台施設（宮城県仙台市宮城野区東仙台）	公安調査官 十三人
十	七・八	徳島施設（徳島県徳島市中島田町）	公安調査官 十五人
十一	七・二十二	大阪施設（大阪府大阪市中央区上町） 千葉一宮施設（千葉県長生郡一宮町）	公安調査官 十七人 十三人
十二	九・四	金沢施設（石川県金沢市昌永町）	公安調査官 十四人
十三	九・十	豊明施設（愛知県豊明市栄町）	公安調査官 十一人
十四	九・三十	千葉長沼原施設（千葉県千葉市稲毛区長沼原町）	公安調査官 十七人

十五										回数
十一・一										平成二十二年 月・日
北越谷施設（埼玉県越谷市北越谷）	八潮大瀬施設（埼玉県八潮市大字大瀬）	足立入谷施設（東京都足立区入谷）	下谷施設（東京都台東区下谷）	保木間施設（東京都足立区保木間）	新保木間施設（東京都足立区保木間）	西荻施設（東京都杉並区西荻北）	南烏山施設（東京都世田谷区南烏山）	仙台施設（宮城県仙台市宮城野区東仙台）	札幌施設（北海道札幌市豊平区美園）	立入検査の場所
公安調査官 十一人	公安調査官 十三人	公安調査官 四人	公安調査官 五人	公安調査官 十六人	公安調査官 十五人	公安調査官 十一人	公安調査官 三十人	公安調査官 四人	公安調査官 十人	立入り人数

十五										回数
十一・一										平成二十二年 月・日
小諸施設（長野県小諸市大字加増）	横浜西施設（神奈川県横浜市西区赤門町）	横浜施設（神奈川県横浜市神奈川区新町）	水戸施設（茨城県水戸市水府町）	千葉一宮施設（千葉県長生郡一宮町）	鎌ヶ谷施設（千葉県鎌ヶ谷市南鎌ヶ谷）	千葉長沼原施設（千葉県千葉市稲毛区長沼原町）	野田施設（千葉県野田市下三ヶ尾）	大宮施設（埼玉県さいたま市大宮区桜木町）	越谷大里施設（埼玉県越谷市大字大里）	立入検査の場所
公安調査官 五人	公安調査官 四人	公安調査官 八人	公安調査官 五人	公安調査官 四人	公安調査官 四人	公安調査官 五人	公安調査官 四人	公安調査官 九人	公安調査官 四人	立入り人数

十五										回数
十一・一										平成二十二年 月・日
福岡施設（福岡県福岡市博多区住吉）	徳島施設（徳島県徳島市中島田町）	水口施設（滋賀県甲賀市水口町）	甲西施設（滋賀県湖南市平松）	京都施設（京都府京都市南区上鳥羽鍋ヶ淵町）	大阪施設（大阪府大阪市中央区上町）	生野施設（大阪府大阪市生野区新今里）	金沢施設（石川県金沢市昌永町）	豊明施設（愛知県豊明市栄町）	名古屋施設（愛知県名古屋市中区千代田）	立入検査の場所
公安調査官 八人	公安調査官 七人	公安調査官 九人	公安調査官 九人	公安調査官 八人	公安調査官 七人	公安調査官 九人	公安調査官 七人	公安調査官 三人	公安調査官 九人	立入り人数

回数	平成二十二年 月・日	立入検査の場所		立入り人数
十五	十一・一	旧福岡施設（福岡県福岡市南区大池）	福岡東施設（福岡県福岡市東区香住ヶ丘）	公安調査官 四人
十六	十二・十四	札幌施設（北海道札幌市豊平区美園）		公安調査官 十四人
十七	十二・十六	足立入谷施設（東京都足立区入谷）		公安調査官 三十六人

二 調査結果の提供状況

回数	平成二十二年 月・日	提 供 先	提 供 内 容 の 概 要
一	一・七	長野県松本市長	松本施設、当該団体提出の第四十回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
二	一・十二	滋賀県知事	当該団体提出の第四十回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
三	一・十三	埼玉県八潮市長	当該団体提出の第三十九回報告書に関する調査結果
		埼玉県越谷市長	当該団体提出の第四十回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
四	二・八	東京都世田谷区長	南烏山施設、当該団体提出の第三十九回及び第四十回報告書並びに当該団体の活動状況に関する調査結果
五	二・十九	長野県小諸市長	小諸施設、当該団体提出の第四十回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
六	三・四	石川県金沢市長	金沢施設、当該団体提出の第四十一回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
七	三・十一	埼玉県知事	大宮施設及び当該団体提出の第四十一回報告書に関する調査結果
八	三・十五	滋賀県湖南市長	甲西施設及び水口施設、当該団体提出の第四十一回報告書並びに当該団体の活動状況に関する調査結果

回数	平成二十二年 月・日	提供先	提供内容の概要
九	四・十三	埼玉県越谷市長 愛知県名古屋市長	当該団体提出の第四十一回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
十	四・十四	埼玉県八潮市長 滋賀県知事	当該団体提出の第四十一回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
十一	五・十	愛知県豊明市長	当該団体提出の第四十一回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
十二	五・十三	千葉県鎌ヶ谷市長	鎌ヶ谷施設に関する調査結果
十三	六・二	宮城県仙台市長	当該団体提出の第四十二回報告書に関する調査結果
十四	六・四	埼玉県知事	当該団体提出の第四十二回報告書に関する調査結果
十五	六・八	愛知県豊明市長	当該団体提出の第四十二回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
十六	六・十一	埼玉県越谷市長	当該団体提出の第四十二回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果

回数	平成二十二年 月・日	提 供 先	提 供 内 容 の 概 要
十七	六・十六	滋賀県知事	当該団体提出の第四十二回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
十八	六・二十一	埼玉県越谷市長 大阪府大阪市長	越谷大里施設に関する調査結果 大阪施設及び生野施設、当該団体提出の第四十二回報告書並びに当該団体の活動状況に関する調査結果
十九	六・二十二	東京都足立区長 滋賀県湖南市長	保木間施設、当該団体提出の第四十二回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果 当該団体提出の第四十二回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
二十	六・二十八	東京都足立区長	足立入谷施設に関する調査結果
二十一	六・三十	滋賀県甲賀市長	当該団体提出の第四十二回報告書に関する調査結果
二十二	七・一	埼玉県知事	越谷大里施設に関する調査結果
二十三	七・六	京都府京都市長	当該団体提出の第四十二回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
二十四	七・十六	東京都世田谷区長	南烏山施設、当該団体提出の第四十一回及び第四十二回報告書並びに当該団体の活動状況に関する調査結果

回数	平成二十二年 月・日	提 供 先	提 供 内 容 の 概 要
二十五	七・二十二	愛知県名古屋市長	当該団体提出の第四十二回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
二十六	八・十三	埼玉県八潮市長	八潮大瀬施設に関する調査結果
二十七	九・二	東京都知事	保木間施設、足立入谷施設及び南烏山施設、当該団体提出の第四十二回報告書並びに当該団体の活動状況に関する調査結果
二十八	九・十六	埼玉県知事	北越谷施設及び当該団体提出の第四十三回報告書に関する調査結果
二十九	九・二十二	滋賀県知事	当該団体提出の第四十三回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
三十	九・二十七	石川県金沢市長	金沢施設、当該団体提出の第四十三回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
三十一	九・二十八	埼玉県越谷市長	北越谷施設、当該団体提出の第四十三回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
三十二	十・八	愛知県名古屋市長	当該団体提出の第四十三回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
三十三	十・十三	滋賀県湖南市長	当該団体提出の第四十三回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
三十四	十・十四	愛知県豊明市長	当該団体提出の第四十三回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果

回数	平成二十二年 月・日	提 供 先	提 供 内 容 の 概 要
三十五	十・十五	大阪府大阪市長	大阪施設、当該団体提出の第四十三回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
三十六	十・二十一	京都府京都市長	当該団体提出の第四十三回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
三十七	十一・二	滋賀県甲賀市長	当該団体提出の第四十三回報告書に関する調査結果
三十八	十一・十八	石川県金沢市長	金沢施設に関する調査結果
三十九	十一・十九	大阪府大阪市長	大阪施設及び生野施設に関する調査結果
四十	十一・三十	愛知県豊明市長	豊明施設及び当該団体の活動状況に関する調査結果
		石川県金沢市長	当該団体提出の第四十四回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
四十一	十二・七	東京都足立区長	新保木間施設、保木間施設及び足立入谷施設、当該団体提出の第四十四回報告書並びに当該団体の活動状況に関する調査結果
四十二	十二・十	大阪府大阪市長	当該団体提出の第四十四回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
四十三	十二・十五	愛知県名古屋市長	名古屋施設、当該団体提出の第四十四回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果

回数	平成二十二年 月・日	提 供 先	提 供 内 容 の 概 要
四十四	十二・十六	愛知県豊明市長	豊明施設、当該団体提出の第四十四回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
四十五	十二・二十一	埼玉県知事	当該団体提出の第四十四回報告書に関する調査結果
四十六	十二・二十八	埼玉県越谷市長	北越谷施設及び越谷大里施設、当該団体提出の第四十四回報告書並びに当該団体の活動状況に関する調査結果

参照

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第四百十七号）（抄）

（国会への報告）

第三十一条 政府は、毎年一回、国会に対し、この法律の施行状況を報告しなければならない。

（観察処分）

第五条 公安審査委員会は、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、その活動状況を継続して明らかにする必要があると認められる場合には、当該団体に対し、三年を超えない期間を定めて、公安調査庁長官の観察に付する処分を行うことができる。

- 一 当該無差別大量殺人行為の首謀者が当該団体の活動に影響力を有していること。
- 二 当該無差別大量殺人行為に關与した者の全部又は一部が当該団体の役職員又は構成員であること。
- 三 当該無差別大量殺人行為が行われた時に当該団体の役員（団体の意思決定に關与し得る者であつて、当該団体の事務に従事するものをいう。以下同じ。）であつた者の全部又は一部が当該団体の役員であること。
- 四 当該団体が殺人を明示的に又は暗示的に勧める綱領を保持していること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足る事実があること。

2 前項の処分を受けた団体は、政令で定めるところにより、当該処分が効力を生じた日から起算して三十日以内に、次に掲げる事項を公安調査庁長官に報告しなければならない。

- 一 当該処分が効力を生じた日における当該団体の役職員の氏名、住所及び役職名並びに構成員の氏名及び住所

二 当該処分が効力を生じた日における当該団体の活動の用に供されている土地の所在、地積及び用途
三 当該処分が効力を生じた日における当該団体の活動の用に供されている建物の所在、規模及び用途
四 当該処分が効力を生じた日における当該団体の資産及び負債のうち政令で定めるもの

五 その他前項の処分の際し公安審査委員会が特に必要と認める事項

3 第一項の処分を受けた団体は、政令で定めるところにより、当該処分が効力を生じた日からその効力を失う日の前日までの期間を三月ごとに区分した各期間（最後に三月未満の区分した期間が生じた場合には、その期間とする。以下この項において同じ。）ごとに、当該各期間の経過後十五日以内に、次に掲げる事項を、公安調査庁長官に報告しなければならない。

一 当該各期間の末日における当該団体の役職員の氏名、住所及び役職名並びに構成員の氏名及び住所

二 当該各期間の末日における当該団体の活動の用に供されている土地の所在、地積及び用途

三 当該各期間の末日における当該団体の活動の用に供されている建物の所在、規模及び用途

四 当該各期間の末日における当該団体の資産及び負債のうち政令で定めるもの

五 当該各期間中における当該団体の活動に関する事項のうち政令で定めるもの

六 その他第一項の処分の際し公安審査委員会が特に必要と認める事項

4 公安審査委員会は、第一項の処分を受けた団体が同項各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合であつて、引き続き当該団体の活動状況を継続して明らかにする必要があると認められるときは、その期間を更新することができる。

5 第三項の規定は、前項の規定により期間が更新された場合について準用する。この場合において、第三項中「当該処分が効力を生じた日から」とあるのは、「期間が更新された日から」と読み替えるものとする。

6 公安調査庁長官は、第二項の規定又は第三項（前項において準用する場合を含む。）の規定による報告を受けた

ときは、その内容を速やかに文書で警察庁長官に通報するものとする。

（観察処分の取消し）

第六条 公安審査委員会は、前条第一項又は第四項の処分について、当該団体の活動状況を継続して明らかにする必要がなくなったと認められるときは、これを取り消さなければならない。

2 前条第一項又は第四項の処分を受けた団体は、公安審査委員会に対し、前項の規定による当該処分の取消しを促すことができる。

（観察処分の実施）

第七条 公安調査庁長官は、第五条第一項又は第四項の処分を受けている団体の活動状況を明らかにするため、公安調査官に必要な調査をさせることができる。

2 公安調査庁長官は、第五条第一項又は第四項の処分を受けている団体の活動状況を明らかにするために必要があると認められるときは、公安調査官に、同条第一項又は第四項の処分を受けている団体が所有し又は管理する土地又は建物に立ち入らせ、設備、帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

3・4 （略）

（再発防止処分）

第八条 公安審査委員会は、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体が、第五条第一項各号のいずれかに該当する場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、当該団体に対し、六月を超えない期間を定めて、次項各号に掲げる処分の全部又は一部を行うことができる。同条第一項又は第

四項の処分を受けている団体について、同条第二項若しくは第三項の規定による報告がされず、若しくは虚偽の報告がされた場合、又は前条第二項の規定による立入検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避された場合であつて、当該団体の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することが困難であると認められるときも、同様とする。

一 当該団体の役職員又は構成員が、団体の活動として、人を殺害し若しくは殺害しようとしているとき、人の身体を傷害し若しくは傷害しようとしているとき又は人に暴行を加え若しくは加えようとしているとき。

二 当該団体の役職員又は構成員が、団体の活動として、人を略取し若しくは略取しようとしているとき又は人を誘拐し若しくは誘拐しようとしているとき。

三 当該団体の役職員又は構成員が、団体の活動として、人を監禁し又は監禁しようとしているとき。

四 当該団体の役職員又は構成員が、団体の活動として、爆発物、毒性物質若しくはこれらの原材料若しくは銃砲若しくはその部品を保有し若しくは保有しようとしているとき又はこれらの製造に用いられる設備を保有し若しくは保有しようとしているとき。

五 当該団体の役職員又は構成員が、団体の活動として、当該団体に加入することを強要し若しくは強要しようとしているとき又は当該団体からの脱退を妨害し若しくは妨害しようとしているとき。

六 当該団体の役職員又は構成員が、団体の活動として、殺人を明示的に又は暗示的に勧める綱領に従つて役職員又は構成員に対する指導を行い又は行おうとしているとき。

七 当該団体の役職員又は構成員が、団体の活動として、構成員の総数又は土地、建物、設備その他資産を急激に増加させ又は増加させようとしているとき。

八 前各号に掲げるもののほか、当該団体の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の増大を防止する必要があるとき。

2 前項の規定により行うことができる処分は、次に掲げるものとする。

一 いかなる名義をもつてするかを問わず、土地又は建物を新たに取得し又は借り受けることを、地域を特定して、

又は特定しないで禁止すること。

二 当該団体が所有し又は管理する特定の土地又は建物（専ら居住の用に供しているものを除く。）の全部又は一部の使用を禁止すること。

三 当該無差別大量殺人行為に關与した者又は当該無差別大量殺人行為が行われた時に当該団体の役員であつた者（以下「当該無差別大量殺人行為の關与者等」という。）に、当該団体の活動の用に供されている土地又は建物において、当該団体の活動の全部又は一部に参加させ又は従事させることを禁止すること。

四 当該団体に加入することを強要し、若しくは勧誘し、又は当該団体からの脱退を妨害することを禁止すること。

五 金品その他の財産上の利益の贈与を受けることを禁止し、又は制限すること。

（処分の請求）

第十二条 第五条第一項及び第八条の処分は、公安調査庁長官の請求があつた場合にのみ行ふ。第五条第四項の処分についても、同様とする。

2 公安調査庁長官は、前項の処分を請求しようとするときは、あらかじめ、警察庁長官の意見を聴くものとする。

3 警察庁長官は、必要があると認められるときは、公安調査庁長官に対し、第五条第一項若しくは第四項又は第八条の処分を請求することが必要である旨の意見を述べることができる。

（觀察処分に係る団体の所有又は管理する土地・建物に関する書面の提出）

第十三条 公安調査庁長官は、公安審査委員会規則で定めるところにより、第五条第一項又は第四項の処分を請求するとき又はその後において、当該処分に係る団体が所有し又は管理すると認める土地又は建物について、これを特定するに足りる事項を記載した書面を公安審査委員会に提出しなければならない。

(立入検査等)

第十四条 警察庁長官は、第十二条第二項又は第三項の規定に基づき第八条の処分の請求に関して意見を述べるために必要があると認められるときは、第五条第一項又は第四項の処分を受けている団体について、相当と認める都道府県警察に必要な調査を行うことを指示することができる。

2 前項の指示を受けた都道府県警察の警視總監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、同項の調査を行うために特に必要があると認められるときは、あらかじめ警察庁長官の承認を得て、当該都道府県警察の職員に、第五条第一項又は第四項の処分を受けている団体が所有し又は管理する土地又は建物に立ち入らせ、設備、帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

3 警察庁長官は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、公安調査庁長官に協議しなければならない。

4 (略)

5 警察本部長は、第二項の規定による立入検査をさせたときは、その結果を速やかに文書で警察庁長官に報告しなければならない。

6 警察庁長官は、前項の報告を受けたときは、その内容を速やかに文書で公安調査庁長官に通報するものとする。

7 (略)

(意見聴取の通知の方式)

第十七条 公安審査委員会は、前条の意見聴取を行うに当たっては、あらかじめ、意見聴取を行う期日及び場所を定め、その期日の七日前までに、当該団体に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 公安調査庁長官の請求に係る処分内容及び根拠となる法令の条項

二 請求の原因となる事実

三 意見聴取の期日及び場所

2 前項の通知は、官報で公示して行う。この場合においては、公示した日から七日を経過した時に、当該通知が当該団体に到達したものとみなす。

3 当該団体の代表者又は主幹者の住所又は居所が知れているときは、前項の規定による公示のほか、これに通知書を送付しなければならない。

(公安審査委員会の決定)

第二十二条 公安審査委員会は、公安調査庁長官が提出した処分請求書及び証拠書類等並びに当該団体の意見及び当該団体が提出した証拠書類等につき審査を遂げた上、次の区分に従い決定をしなければならない。

一 処分の請求が不適法であるときは、これを却下する決定

二 処分の請求が理由がないときは、これを棄却する決定

三 処分の請求が理由があるときは、その処分を行う決定

2 公安審査委員会は、第十七条第二項の規定による公示があつた日から三十日以内に、処分の請求に係る事件につき決定をするように努めなければならない。

(決定の通知及び公示)

第二十四条 第二十二条第一項の決定は、公安調査庁長官及び当該団体に通知しなければならない。

2 前項の通知は、公安調査庁長官及び当該団体に決定書の謄本を送付して行う。ただし、当該団体に代理人がある場合には、当該団体に代えて代理人に決定書の謄本を送付することができる。

3 第二十二條第一項の決定は、官報で公示しなければならない。

4 公安調査庁長官は、第一項の通知を受けたときは、その内容を速やかに文書で警察庁長官に通報するものとする。

（決定の効力発生時期）

第二十五條 第二十二條第一項の決定は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める時に、それぞれその効力を生ずる。

一 処分の請求を却下し、又は棄却する決定 決定書の謄本が公安調査庁長官に送付された時

二 処分を行う決定 前条第三項の規定により官報で公示した時

（観察処分の期間の更新の手続）

第二十六條 公安調査庁長官は、第十二條第一項後段の処分の請求をするときは、更新の理由となる事実その他公安審査委員会規則で定める事項を記載した請求書（以下この条において「更新請求書」という。）を公安審査委員会に提出して行わなければならない。

2 （略）

3 公安審査委員会は、第一項の請求があったときは、当該団体に対し、意見陳述の機会を付与しなければならない。この場合において、意見陳述は、陳述書及び証拠書類等を提出して行うものとする。

4 公安審査委員会は、前項の陳述書の提出期限の七日前までに、当該団体に対し、次ぎに掲げる事項を通知しなければならない。

一 更新が予定される処分の内容及び更新の根拠となる法令の条項

二 更新の理由となる事実

三 陳述書の提出先及び提出期限

5・6 (略)

(公安調査官の調査権)

第二十九条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第三条に規定する基準の範囲内において、必要な調査（第七条第一項の規定による調査を含む。次条において同じ。）をすることができる。

(調査結果の提供)

第三十二条 公安調査庁長官は、関係都道府県又は関係市町村（特別区を含む。）の長から請求があつたときは、当該請求を行った者に対して、個人の秘密又は公共の安全を害するおそれがあると認める事項を除き、第五条の処分に基づく調査の結果を提供することができる。

(処分取消しの訴え)

第三十五条 法人でない社団又は財団で第二十二条第一項第三号（第二十六条第六項において準用する場合を含む。）の決定を受けたものは、その名において処分の取消しを求める訴訟を提起することができる。